

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 保険年金課

不利益処分の内容	刑事施設等への拘禁による療養給付の制限	
根拠法令等及び条項	国民健康保険法第59条	
処分基準	根拠条項	国民健康保険法第59条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>国民健康保険法抜粋</p> <p>第59条 被保険者又は被保険者であつた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その期間に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給（以下この節において「療養の給付等」という。）は、行わない。</p> <p>(1) 少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき。</p> <p>(2) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。</p>	